

2

キャンパスルール，制度

学生証について

<こんなことに使えます>

- ・講義の出席確認（※講義による）
- ・クラウド型プリントサービス
- ・ミールポイントの使用 など

<紛失・破損したときは…>

速やかに「学生証再発行願」を学生部教育支援課（米子地区は学務課）に提出してください。
※紛失・破損等の場合には、再発行手数料が必要です。

※ 注意事項 ※

学生証に記載されている氏名等の情報は、在学中だけではなく、各種証明書の発行などで卒業後にも使用されます。変更がある場合は、速やかに所属学部教務係に申し出てください。

学生への連絡等

- ・学生への連絡は、原則として掲示板への掲示により行います。
- ・緊急時には、電話またはメールにより連絡します。
各学部，共通教育棟の掲示板の設置箇所と事務室の場所は、61～63ページを参照してください。

※ 注意事項 ※

- ・掲示の見落としのないよう小まめにチェックしましょう。
- ・学務支援システムの連絡先を使用しますので、頻繁に確認するものを登録しましょう。
- ・電話による休講，試験，行事予定等の問い合わせに対する対応は行いません。

授業中のマナーについて

授業中の以下のような行為は、授業を受けている学生や、授業を行っている教員にとって大変迷惑になり、快適な学習環境を奪うことにつながります。自分だけでなく、みんなが快適で楽しいキャンパスライフを過ごすことができるよう、授業中のマナーを守りましょう。

○私語

○講義室の入退室

遅刻はしないこと。授業担当教員に断りなく途中退室はしないこと。

○携帯電話・スマートフォン・PC・タブレット端末等の使用

授業担当教員の指示により、若しくは、授業担当教員の許可を得て授業のために使用する場合は除き、これらの機器を使用することは禁止です。また、試験の際にこれらの電子機器を見る行為は不正行為になります。授業中は電源を切るかマナーモードに設定してください。

○授業の撮影・録画・録音

特別な理由がある場合を除き、授業の撮影・録画・録音は原則禁止です。必要な場合は、必ず授業担当教員の許可を得てください。

○飲食

原則禁止としますが、授業担当教員の指示に従ってください。

気象警報発令に伴う授業及び定期試験の取扱いについて

鳥取市北部（米子キャンパスにあつては米子市）に特別警報（波浪特別警報を除く）が発令されている場合は、授業等を休講とします。また、警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が発令されている場合は、公共交通機関（鳥取駅、米子キャンパスにあつては米子駅発着のJR）の運行状況、実際の天候、安全面等を考慮し、教育担当理事（米子キャンパスにあつては医学部長）が休講の実施について判断します。

○特別警報発令時には、原則、あらためての周知は行いません。（自動的に休講です）

○警報発令時には、下記の時間までに、本学のHP又は学務支援システムの掲示板に授業等の取扱い（休講または実施）を掲載しますので、各自確認してください。

午前の授業 ⇒ 午前7時30分まで

午後の授業 ⇒ 午前11時30分まで

学生による掲示物、広告用チラシ等について

- (1) 学生による学内での掲示については、下記のとおり掲示板を管理している係で許可を得たうえで、指定の場所に掲示してください。

掲示したい場所	担当窓口	場所
共通教育棟	教育支援課総務係	共通教育棟A棟1階
学生会館	学生生活課学生支援係	共通教育棟B棟1階
各学部棟	各学部教務係	各学部棟教務係

- (2) チラシを配布する場合は、事前に学生生活課の許可を得てください。
学内の非公認団体や、営利目的・学外団体主催の活動・イベント等に関するチラシ配りは認めていません。
- (3) 構内に立看板を設置したい場合は、学生生活課（米子地区は学務課）の許可を得てから設置してください。

遺失・拾得物について

学内で落し物をした、又は拾得したときは、速やかに学生生活課又は近くの学部の事務室に届け出てください。

拾得物は、紛失した日から遅れて届く場合もありますので、何度か尋ねてみてください。

キャッシュカード、クレジットカード等を紛失した際には、必ず該当の金融機関等と交番へ届け出をしてください。







盗難防止について

大学構内での紛失・盗難がしばしば発生しています。貴重品は常に携行するようにしてください。

万一盗難にあった時や、不審な者を見かけた時には、速やかに最寄りの大学の事務窓口又は警務員室へ連絡してください。

ゴミ出しのルールについて

自分で出したゴミは、分別した上で、所定の場所に自分で捨てましょう。ゴミのポイ捨て（不法投棄）は絶対にしないでください。

【アパート・下宿先】	ゴミは、各アパート等で決められた曜日・場所に、指定の方法によって分別した上で捨ててください。 なお鳥取市では、可燃ゴミとプラスチックゴミをそれぞれ指定のゴミ袋に入れる必要がありますので、スーパーマーケット、コンビニ等で購入してください。 <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"><tr><td data-bbox="635 1276 858 1310">鳥取市ゴミ分別表</td><td data-bbox="1010 1276 1233 1310">米子市ゴミ分別表</td></tr><tr><td data-bbox="667 1328 826 1482"></td><td data-bbox="1042 1328 1201 1482"></td></tr></table>	鳥取市ゴミ分別表	米子市ゴミ分別表		
鳥取市ゴミ分別表	米子市ゴミ分別表				
					
【卒業時】	卒業時など転居に伴う引越し作業などで出た大型ゴミは、通常のゴミステーションに廃棄することはできません。 大型ゴミは、鳥取市の大型ゴミ受付センター（米子市はクリーンセンター）へ予約のうえ前日までに大型ゴミ納付券を購入し、捨てることができます。予約方法、料金など、詳しくは各市のウェブサイトをご覧ください。大型ゴミ納付券は、コンビニの他、鳥大生協でも取り扱っています。 また、一般廃棄物収集・運搬業許可業者でも大型ゴミの収集を受け付けています。				
【課外活動】	課外活動施設及び体育施設に設置しているゴミ箱は、施設清掃時に出た塵や埃を捨てるためのものです。活動中に出たゴミは持ち帰って捨ててください。				
【研究活動】	研究活動を通じて発生するゴミは、産業廃棄物または特別管理産業廃棄物に該当し、通常のゴミとは区別されます。担当教員の指示に従い、処分してください。				

- ・鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年6月23日）
- ・鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例（平成20年3月25日）
- ・米子市みんなできれいなすみよいまちづくり条例（平成19年3月28日）

排水について

大学の排水には生活系排水と実験系排水があります。実験流し台などに生活排水（飲み残し、強酸・強アルカリの洗剤等）を流してはいけません。実験で生じた廃液は専門の処理業者に委託していますので担当教員の指示に従って処理してください。

排水には水質基準が定められており、基準を超過した場合、行政指導を受け水道及び下水道が使用できなくなります。

飲酒及び喫煙について

20歳未満の者の飲酒・喫煙は、法律で禁止されています。

大学に入学したら、新入生歓迎コンパ、各種行事や大会の打ち上げ等に参加し、飲酒をすすめられても、20歳未満の者はキッパリと断りましょう。

なお、20歳以上の者であっても、20歳未満の者へ飲酒をすすめる、又は20歳未満の者の飲酒を制止しないことは法律違反であり、処罰の対象となります。

また酒気帯び運転（飲酒運転）は、自身だけでなく同乗者にも刑事罰が下される重大な犯罪であるとともに、自身、同乗者、そして罪のない誰かの大切な命を奪う可能性のある非常に危険な行為です。

相手のため、そして自分のために、飲酒運転をしない・させないように、常日ごろから心がけてください。

※ 厳禁事項 ※

- ・ 20歳未満者の飲酒
- ・ 飲 酒 運 転
- ・ イ ッ キ 飲 み

構内全面禁煙について

本学は「構内全面禁煙」です。喫煙を発見した場合には、厳重な指導を行います。

また、鳥取キャンパス周辺は「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」により、原則路上喫煙は禁止されています。

構内禁煙化の目的

- ・ 多数の20歳未満者が在籍する大学構内での受動喫煙防止と学生・職員等の健康増進
- ・ 教育機関における喫煙防止教育の一層の推進
- ・ 吸い殻のポイ捨て防止

たばこは喫煙者の健康を害するだけでなく、受動喫煙により非喫煙者にも健康被害を与える恐れがあります。

構内禁煙化は、以下の政策・提言の実現、構成員の健康増進、喫煙率の低下のための本学としての第一歩です。

- ・ 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(略称「たばこ規制枠組条約」)の批准
- ・ 日本学術会議の提言「脱たばこ社会の実現に向けて」(平成20年3月4日)
- ・ 喫煙防止教育等の推進について(平成7年5月25日付文部科学省通知)

授業料

授業料の納入方法

本学では授業料の納入を「預金口座振替方式」（以下「口座振替」という。）としています。
授業料の納金方法の手順は下記のとおりです。

手続き その1

以下の本学指定の金融機関のいずれかに口座を開設する

- ・山陰合同銀行の本店及び各支店，出張所
- ・鳥取銀行の本店及び各支店
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）

Point

- ・直接，指定金融機関で預金口座を開設してください。
- ・口座名義は，学生本人または保護者等のどちらでも構いません。
- ・すでに指定金融機関に預金口座をお持ちの方は，その口座を利用することもできます。

手続き その2

①・②いずれかの方法にて登録申請を行います。

①「口座振替依頼書」を提出する

- i) 用紙を，「財務部経理課出納係」，「各学部教務担当係（米子地区は学務課）」で受け取ります。
- ii) 口座振替依頼書を「本学の指定する金融機関の窓口」に提出してください。

Point

預金口座の名義人の変更や振替する預金口座の変更などがあった場合は，その都度，「口座振替依頼書」を「本学の指定する金融機関の窓口」へ提出してください。

②Webによる申請（ゆうちょ銀行を除く）をする

- i) 鳥取大学Webサイトの授業料ページに記載されているQRコードより登録サイトへアクセスし，口座振替登録を行ってください。

手続き 完了

上記①または②で登録された預金口座から授業料相当額が引き落とされ，指定の金融機関より大学へ授業料が納入されます。

Point

- ・入学時に口座振替の手続きをしていない人は，本学が指定する金融機関に預金口座を開設し，所定の手続きをしてください。
- ・事情により納付が困難な場合は免除等の申請ができます。
「授業料の減免等」（24ページ）をご参照ください。

納入期限と授業料金額

- ・前期分：5月末日（267,900円）
- ・後期分：11月末日（267,900円）

※在学中に，授業料の金額の改定が行われた場合は，改定時から新しい金額が適用されます。

預金口座振替日

口座振替は、前期分は5月25日、後期分は11月25日です。

それぞれ振替日の前日までに授業料相当額を口座へご準備ください。

- ・口座振替日が土曜、日曜又は休日にあたる場合には、その翌営業日が期限となります。
- ・授業料相当額が預金残高不足等の理由により、預金口座から引き落としできなかった場合は、翌月25日に再度振替します。(ただし、3月は口座振替を実施しませんのでご注意ください。)

免除申請（予定）をされる方

詳しくは、「授業料の減免等」（24ページ）をご参照ください。

休学・退学等を願い出る方

やむを得ない理由により休学又は退学を願い出ようとする場合は、授業料の口座振替処理等の関係がありますので、早めに各学部教務担当係（米子地区は学務課）へ申し出てください。

詳しくは、「学籍に関する手続き」（20ページ）をご参照ください。

領収書等の発行

- ・授業料の振替金額は、預金通帳に記載されますので、それにより確認してください。
- ・領収証明書が必要な場合は、担当係（財務部経理課出納係または米子地区事務部経理・調達課経理係）へお申し出ください。

督促

- ・授業料を滞納した場合、本人へ督促を行います。
- ・督促してもなお授業料が納付されない場合は、除籍となることがありますので注意してください。

授業料の返還

納入された授業料は、原則返還しません。

ただし、次のような例の場合は返還できますので、各学部教務担当係（米子地区は学務課）へお申し出ください。

(例ですので、必ず担当係でご確認ください。)

- ・前期分授業料納入の際に後期分授業料も併せて納入した場合で、9月30日までに退学または後期の休学を許可されたときは、申し出により後期分授業料相当額を返還します。
- ・前期分授業料納入後、4月30日までに（5月1日から9月30日までの）休学が許可されたときは、申し出により5ヶ月分の授業料相当額を返還します。
- ・前期分授業料納入後、5月中に（6月1日から9月30日までの）休学が許可されたときは、申し出により4ヶ月分の授業料相当額を返還します。

注）6月以降又は12月以降に当該学期の休学が許可された場合でも、その学期の授業料は、全額必要となり返還しません。

【問合せ先】

* 財務部経理課出納係（鳥取地区）

〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地（電話）0857-31-5029

学内交通規制

自動車の入構について

学生による自動車の大学構内への乗り入れは、認められていません。[鳥取地区]

ただし、身体の障がい疾病等の特別の理由があるなど、構内へ車両で入る必要がある者が入構する場合は、事前に所属学部の教務係と相談の上、「身障者用駐車場利用許可申請書」を財務部財務課に提出してください。

[課外活動上の理由で自動車を入構させたい場合]

原則として自動車の乗り入れは禁止です。

大きな機材等がある場合、第2駐車場に車を止め、構内では学生生活課学生支援係にある台車・リヤカー等により運搬をしてください。

自動二輪車（原付を含む）の駐輪について

構内道路の走行は、一切禁止です。

駐輪は、巻末に示す学部別駐輪場配置図をご確認ください。

交通事故の防止

近年、自動車・バイク・自転車を所有する学生の増加に伴って、自動車・バイク・自転車による交通事故が増えています。ひとたび事故が起されば、被害者加害者を問わず、また、本人だけでなく家族にとっても、精神的・経済的に多大な負担が生じます。学生一人一人が交通ルールを守り、交通安全に努めるとともに、安全運転（思いやりとゆとりのある運転）を励行し、交通事故に遭わないよう、起こさないように心掛けましょう。

鳥取キャンパスへの自転車入構について

鳥取キャンパスでは、安全で快適な学内環境のため、自転車の駐輪規制を行っています。自転車利用者は、所属学部の教務係又は学生生活課で「駐輪許可シール」を受け取り、自転車に貼付のうえ、学部指定の駐輪場所を利用してください。

- ・駐輪許可シールは、在籍学部によって地域学部が赤色、工学部が黄色、農学部が緑色、医学部は青色に分類されています。（大学院は学部準じます。）所定の駐輪場（巻末資料参照）に、間違えないように駐輪してください。
 - ・駐輪許可シールは、自転車の車体後方の泥除けなどの見やすい位置に貼付してください。
 - ・駐輪許可シールのない自転車の駐輪は一切認めません。
 - ・陸上競技場、野球場、ラグビー・サッカー場へは自転車で移動できますが、それ以外のキャンパス内の移動については、所定の駐輪場に駐輪後、徒歩で移動してください。
 - ・構内では左側を通行し、歩行者や他の自転車に注意し、安全なスピードで走行してください
 - ・構内において自転車の盗難がしばしば発生しています。駐輪の際は、必ず鍵を掛ける等、盗難防止に努めてください。
- ※構内での自転車の事故・盗難・損傷等については、大学は一切責任を負いません。自転車が不要になった場合は、構内に放置せず、自らの責任で処分してください。
- ※構内に限らず、自転車を利用する際はヘルメットを着用し安全に運転してください。
- ※自転車に乗りながらのスマホを操作する行為は、道路交通法の罰則の対象です。スマホ操作中の自転車事故が増加しています絶対にやめてください。

「歩きスマホ」について

前方不注意などにより事故のもとにつながりますので、「歩きスマホ」は控えてください。

スケートボード等の使用について

構内でのスケートボード等の使用は、原則禁止です。

表彰制度

学生表彰制度・優秀学生育成奨学金制度

みなさんが日々勉学に精励し、特筆すべき優秀な学業成績を収め、あるいは学業以外のサークル活動、社会的活動等に貢献することは、本学にとっても大きな誇りであり、また、広く社会からも賞賛される場所です。

様々な分野で高く評価される学生がより多く輩出されることを期待し、下記のような表彰制度を設けています。

学生表彰制度

本学における学業の成績が特に優れていると認められる者、または本学の名誉を著しく高めたと認められる者に対して表彰する制度です。

優秀学生育成奨学金制度

地域社会の篤志家の方から奨学寄附金を受入れ、これを財源として学資を助成する制度です。したがって、この奨学金には寄附者の冠を付し「○△奨学金」として設立し運用されます。

- =====
- 1 ○△奨学金を支給される者（以下「奨学生」という。）は、本学の学生で、学業成績（研究成果を含む。以下同じ。）、スポーツ・芸術（すべての課外活動を含む。以下同じ。）又は社会貢献活動のいずれかの分野において個人によってなされた活動が秀でており、かつ、人格に優れ、他の学生の模範になると認められる者とします。
 - 2 奨学生の数は、原則として年間若干人とします。
 - 3 奨学金の額は、原則として1人当たり10万円とします。
 - 4 学部長又は研究科長は、学業成績の分野で奨学生候補者があると認めるときは、成績証明書、研究成果等を添付のうえ、毎年3月中旬までに学長に推薦するものとします。
 - 5 学部長、研究科長又は課外活動顧問教員は、スポーツ・芸術又は社会貢献活動の分野で奨学生候補者があると認めるときは、参考資料等を添付のうえ、その都度学長に推薦するものとします。
 - 6 学長は、前2項の規定により推薦された候補者の中から奨学生を選考するものとします。
 - 7 学長は、○△奨学金の支給に当たり、目録を授与するとともに、表彰状を授与します。
- =====

課外活動学長表彰制度

学生の課外活動の充実と更なる活性化を図ることを目的として、上記表彰のほか特に優れた活動を行った学生団体等を表彰するため「課外活動学長賞」を設けています。

表彰の基準は、以下のとおりです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 全国の競技会及びコンクール等で入賞等高い評価を受けた者又は団体。(2) 5団体以上が参加する地方の競技会、コンクール等で優勝等最も高い評価を受けた者又は団体。(3) 課外活動を通じて本学に対する貢献が著しいと認められた者又は団体。 |
|---|